

横浜市港北区指定管理者選定等委員会要綱第8条に基づく
作業部会の設置について

1 設置する作業部会

(1) 区民施設作業部会

(2) 福祉施設作業部会

* (1) の庶務担当；港北区総務部地域振興課

* (2) の庶務担当；港北区福祉保健センター福祉保健課

2 作業部会において行う事務

(1) 区民施設作業部会

地区センター、老人福祉センター及びこどもログハウスに係る、審議に必要な調査、資料の作成、指定管理者になろうとするものから提出された書類の事前審査、ヒアリング

(2) 福祉施設作業部会

地域ケアプラザ及び福祉保健活動拠点に係る、審議に必要な調査、資料の作成、指定管理者になろうとするものから提出された書類の事前審査、ヒアリング

3 設置期限

委員会における審議の終了まで

4 部会員

(1) 区民施設作業部会

利用者代表	西富 房江	日吉地区センター利用者代表
同上	松田 正樹	篠原地区センター利用者代表
同上	上條 良子	綱島地区センター利用者代表
同上	増渕 登喜男	老人福祉センター菊名寿楽荘利用者代表
同上	横溝 貴美子	綱島公園こどもログハウス利用者代表
港北区地域振興課長	山本 敏昭	行政
港北区区政推進課長	下田 康晴	行政

※ 部会長；港北区地域振興課長

※ 部会長は、部会の招集その他全体的な進行管理のみを行い、作業には加わらない。

(2) 福祉施設作業部会

福祉関係者	生目田 昭彦	知的障害者通所更生施設朋所長
利用者代表	井上 禮子	港北区ボランティア連絡会会長
同上	大井 要子	介護を考えるぶどうの会相談員
同上	宮田 光明	港北区民生委員児童委員協議会副会長
港北区福祉保健課長	稲見 正博	行政
港北区区政推進課長	下田 康晴	行政

※ 部会長；港北区福祉保健課長

※ 部会長は、部会の招集その他全体的な進行管理のみを行い、作業には加わらない。

(3) 区民施設作業部会、福祉施設作業部会とも、部会員が、指定管理者になろうとするものと利害関係を有することとなった場合には、その部会員は交代させることとする。